

令和元年10月17日

保護者様

宇都宮市立宝木中学校長 手塚 宏行

台風19号による災害救助法に基づく児童生徒への学用品等の給与について

このことについて、令和元年台風19号により被災され、現在使用している教科書等が使用できない状態になった児童生徒に対し、早急に学習環境を整えることが必要であることから、災害救助法に基づき、「学用品の給与」を実施いたします。

つきましては、該当される児童生徒の保護者におかれましては、必要書類をお渡しいたしますので、担任にご連絡ください。その上で、下記のとおり必要書類を記入して学校へ提出くださるようお願いいたします。

記

1 被災により喪失又は損傷した学用品の給与について

(1) 対象児童生徒

令和元年台風19号により住宅の全壊、流失、半壊又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある児童生徒

(2) 対象物品及び基準額

①教科書及び補助教材 ⇒台風により喪失（破損した）教科書等

②文房具、通学用品、その他の学用品

⇒一人当たり、小学校児童：4,400円以内、中学校生徒：4,700円以内で現物を支給

(3) 提出書類及び学用品の給与方法

①教科書：「教科書給与希望表」別紙1

②補助教材：「補助教材希望表」別紙2

③学用品：「学用品等給与希望表」別紙3

※基準額以内で、ご希望の学用品を選んでご記入ください。

④り災証明書の写し

- ・上記①～③をもとに、学校が児童（生徒）の必要とする学用品を業者へ発注します。
- ・学校が業者から、注文の学用品等を受け取り次第、児童（生徒）へ直接配付します。

(4) 提出期限 令和元年10月23日（水）までに担任へ提出ください。

※諸事情により、提出期限に間に合わない場合は、事前に学校にご相談ください。

2 その他

- ・この救助は、見舞い制度ではないため、各児童・生徒の被災状況を確認することなく、教科書等を給与することはできませんので、り災証明書の写しの提出に御協力ください。
- ・別紙に記載されていない学用品等をご希望することも可能ですが、上記の基準額があるため、ご希望に添えない場合もありますので、その際は御了承ください。
- ・学用品の給与に対し、不明な点等がありましたら、宇都宮市教育委員会事務局学校管理課（電話632-2708・2759）までお問い合わせください

宇都宮市立宝木中学校 電話：621-3959 (8:30～18:00)
